

小樽市立長橋小学校いじめ防止基本方針（令和 6 年 1 0 月改定）

はじめに

本校においては、これまでもいじめの未然防止、早期発見、いじめへの早期対応等に全教職員で取り組んできているが、「いじめ防止対策推進法」の内容及び「北海道いじめ防止等に関する条例」、「北海道いじめ防止基本方針（令和 5 年 3 月改定）」及び「小樽市いじめ防止基本方針（令和 6 年 9 月改定）」を踏まえ、改めていじめに対してより実効性のある組織的な取組となるよう、全教職員で共通理解を深めていくために「小樽市立長橋小学校いじめ防止基本方針」を令和 6 年 1 0 月に改定する。

また、「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、未然防止、早期発見、発生した際の早期対応等に全教職員で取り組むため」、「地域・保護者との連携、関係機関との連携協力を図るため」、「全ての子どもたちに『いじめは絶対してはいけない』ことをさらに強く認識させるため」の方針とする。

1 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 校長のリーダーシップの下、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童のささいな変化や兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもった積極的な認知に努める。
- いじめを認知した場合、市・教育委員会・家庭・地域・関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせさせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- いじめを発見または相談を受けた場合は、記録するとともに、「いじめ防止委員会」の対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。不適切な認識や言動、差別的な態度や言動には十分留意する。

2 いじめ防止基本方針策定の意義

- いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを一人で抱え込まず、かつ、一貫した組織としての対応とする。
- いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童や保護者に安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- 加害児童への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめ加害者への支援につなげる。

3 いじめの理解・要因

ア いじめの定義（条例第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされるなど

イ いじめを理解するにあたって

- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり、分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、好意から行ったことが意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合などにおいては、いじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能だが、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有し対応することは必要となる。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童」等、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあり、その場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、**児童の命や安全を守ることを最優先に**、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

ウ いじめの解消

① いじめに係る行為がやんでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大さからさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

②-1 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。本人及び保護者に対し、面談等で確認する。解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

②-2 いじめの解消の見極めに当たって

学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

4 「いじめ」を未然に防止するために

<児童に対して>

- ・ 児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話を日常的に授業や学校行事等を通して個と集団へ働きかける（「ほめる」「認める」「価値づける」）。
- ・ 児童が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動できるような規律ある集団づくりを行う。
- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わずに誰かに相談することを促す。
- ・ 児童自らがいじめについて学び、主体的考え、自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨を踏まえた人権教育や道徳教育の充実、体験活動などの推進等による、いじめをしない、させない態度・能力を育成する。
- ・ 楽しく分かりやすい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかけがえの無い存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
- ・ 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する。
- ・ 見て見ないふりをすることは、いじめをしていることにつながることやいじめを見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教員に対して>

- ・ 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進級、進学時の学級編成や学校生活の節目の適切な指導を行う。
- ・ 「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対して必要な組織的指導を継続する。
- ・ 「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の児童生徒に対して必要な組織的指導を行う。
- ・ アイヌの人たちについて正しく理解し、我が国の先住民族であるアイヌの人たちが暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識する取組を行う。
- ・ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童理解に努めるとともに、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子ども**主体の学び**を日々行う。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・ 教職員の言動が児童に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- ・ 子ども理解支援ツール「ほっと」を活用し、児童のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・ いじめの構造やいじめ問題の対処等いじめ問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

<学校全体として>

- ・ 校長が、いじめ問題に関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと*いじめに気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝え、学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気*を醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた、教員と児童との信頼関係を構築する。
- ・ いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・ *性同一性障害や性的指向・性自認に対する理解の促進や必要な対応、ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための校内研修を実施する。*
- ・ 「ネット上のいじめ」やインターネット上での様々なトラブルが増加しており、そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応、インターネットの危険性や交流サイトのルールなどを学ぶ、情報モラル教育の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・ 家庭訪問、学校だよりなどを通じた家庭との緊密な連携・協力体制を構築する。
- ・ 保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動やPTAと連携した研修会を実施する。
- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、PTA総会、学校運営協議会で伝え、理解と協力をお願いする。

5 「いじめ」を早期発見するために

<早期発見にむけて…「変化に気づく」>

- ・ *いじめは大人が気付きににくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮する。*
- ・ 早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、学校いじめ対策組織による事実関係の把握と積極的ないじめの認知を行う。
- ・ 教育相談の実施等により、早期のいじめの実態把握と児童が訴えやすい体制づくりを構築する。
- ・ 児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。

- ・ 年に2回のアンケート調査や子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・ ネットパトロールによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化を図る。

＜相談ができる…「誰にでも」＞

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。(担任・家族・保健室・電話相談窓口…)
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。
- ・ 1人1台端末を活用した道教委の相談窓口「おなやみポスト」や、SNSを活用した相談事業を周知する。

6 「いじめ」に早期対応するために

＜早期の解決を…「傷口は小さいうちに」＞

- ・ 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、再発防止に向け継続的な指導及び支援を行う。また、当該児童保護者への協力要請及び助言をする。
- ・ いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせる事を促す指導をする。
- ・ 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。
- ・ いじめを受けた児童へのスクールカウンセラー等による教育相談等、関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- ・ いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめられた児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめられた児童や保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
- ・ 教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があったいじめについて、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

7 いじめ防止委員会の設置について

ア 本委員会の体制整備に当たっては、次のような事項に留意し、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、本委員会に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

- ・ 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・ 当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約できる体制
- ・ 迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

イ 本委員会の構成と役割は次の通りとする。

- ・ 校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、主幹、生徒指導担当、養護教諭、当該担任とする。
- ・ 役割として、本校におけるいじめ防止の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱い考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・ 学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員自己評価及び学校関係者評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

8 重大事態への対処について

ア 重大事態の意義

重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン平成29年3月文部科学省」により適切に対応するものとする。

- ・ 法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※ ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断し、例えば、自殺や重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患の発症などが想定される。
- ※ ②の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ・ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 教育委員会の調査

① 重大事態の報告及び調査を行うための組織

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。
- ・ 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関は、法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態が発生した場合の調査組織を兼ねるものとし、組織の構成も調査を前提として、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本として、公平性・中立性の確保に努め、その事態の対処及び今後の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

② 実施する調査の内容及び留意事項

- ・ 調査は、事実関係を明確にするために行うものであり、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要となり、当該重大事態の状況に応じ、適切に調査を進める。
- ・ いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施する。
- ・ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取した上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
- ・ 児童の自殺という事態が起こった場合の調査は、再発防止に資する観点から、遺族の気持ちに十分配慮しながら、自殺の背景調査を実施することが必要である。また、情報発信や報道対応については、個人のプライバシーへの配慮に留意し、正確で一貫した情報提供が必要である。
- ・ 法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の調査は、国の「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき実施する。
- ・ 事案の重大性を踏まえ、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど必要な対応を行う。
- ・ 児童の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行う。

③ 調査結果の提供及び報告

- ・ 調査の結果を受けて、調査より明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。
- ・ 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。
- ・ 調査結果については、教育委員会より市長に報告するものとし、説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

ウ 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- ・ 法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者による附属機関等を設けて調査を行うなどの方法により、調査の結果について適切に調査（再調査）を行うものとする。
- ・ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 市長は、再調査を行ったとき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告するものとする。

9 重大事態が起きたときの対応の流れ

ア 学校の体制等の確立

- ・ 対応チームを編成し、正確な情報を収集するとともに、教育委員会へ報告する。
- ・ 当該保護者への対応を早急に行い、他の保護者等への説明やマスコミ対応等については、当該保護者の要望に配慮する。
- ・ 緊急職員会議を開催し、共通理解を図るとともに、報道機関への対応等、今後の対応方針について協議する。
- ・ 全ての教職員から、当該児童の状況や指導等について聴き取りを行う。

イ 当該保護者への対応

- ・ 当該保護者に対して、教職員からの聴き取り結果について説明するとともに、公表等の意向や今後の対応について確認する。
- ・ 当該保護者に、在校生へのアンケート調査など「詳細調査」の実施の可否について確認する。
- ・ 当該保護者へ継続的に援助を行うとともに、情報の共有に努める。

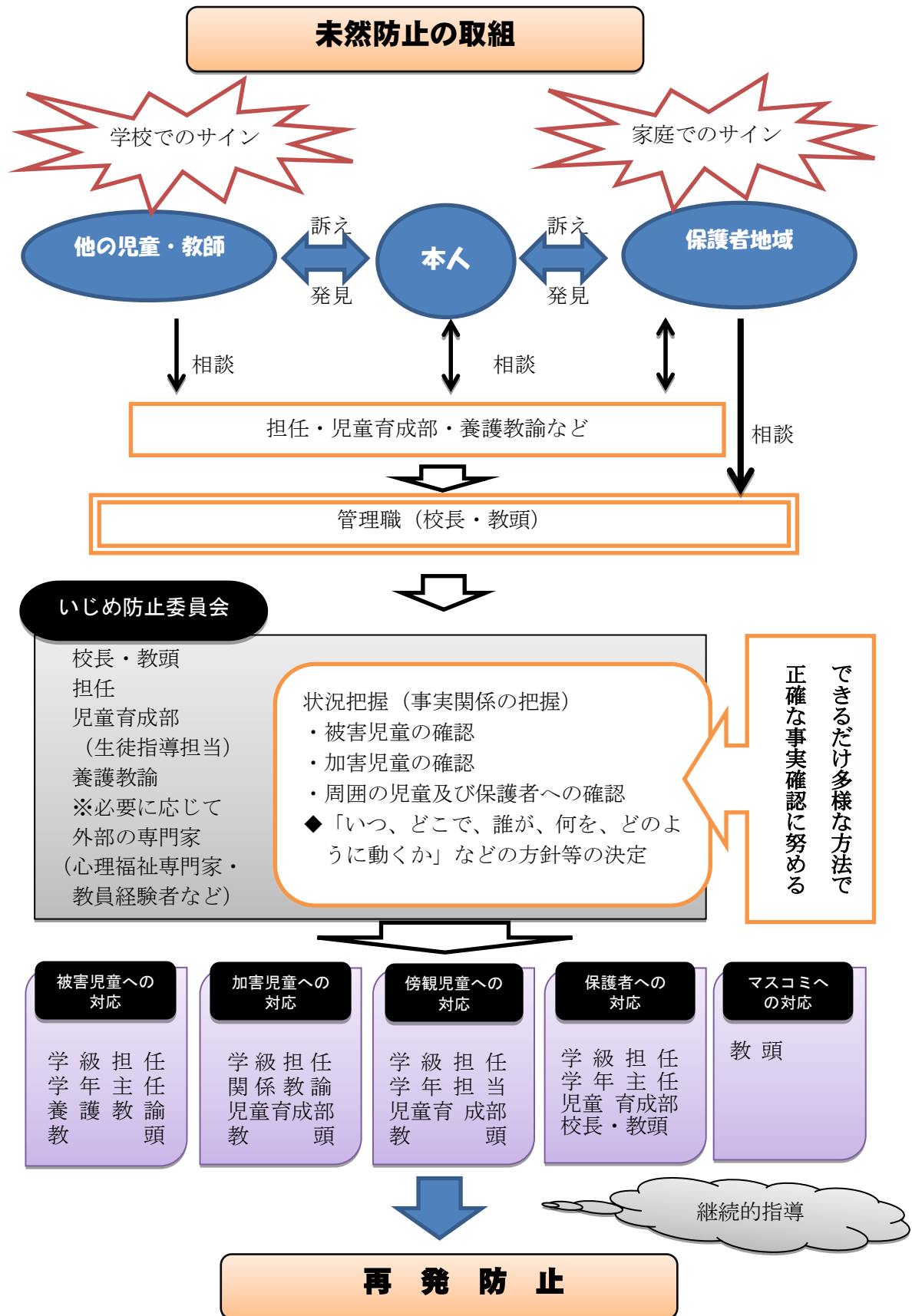
ウ 児童への対応

- ・ 当該保護者の了解を得た範囲で児童に説明する。
- ・ 当該児童と親しい関係にあった児童の心のケアなどに配慮するとともに慎重に聴き取りを行う。

エ PTA及び保護者への対応

- ・ PTA会長と協議し、協力を依頼するとともに、当該保護者の了解を得た上で保護者に対して正確に伝える。
- ・ 社会的影響等を考慮しながら、必要に応じて緊急保護者会を開催する。

【いじめ対策に係る校内組織体制】



いじめ問題対応マニュアル

いじめ問題発見 (いじめの認知)

1. いじめ問題の発見及び認知
 - 保護者から
 - 本人からの訴え（いじめアンケートも含む）
 - まわりの児童からの報告
 - 教師の気づき、発見

対 応

2. すぐに対応する（学級担任）
学級担任→管理職→いじめ防止委員会
 - ①事実関係の把握
 - ※いつ、どこで、誰が、何をするか方針決定
 - ②事実関係の確認
 - ※指導の方針の決定

被害児童への指導 加害児童への指導

3. 被害児童・加害児童への指導
（傍観児童への指導）

- ※関係機関との連携（必要に応じて）
 - 教育委員会
 - 児童相談所
 - カウンセラー等

学級・学年全体への指導

学校全体への指導

保護者への対応

4. 保護者への対応
 - ☐被害児童の保護者に対して
状況とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力をお願いする。
 - ☐加害児童の保護者に対して
事情を説明し、今後の対応について理解と協力をお願いする。
 - ☐必要に応じて、保護者会を開催する。

保護者会の開催

児童への継続指導

5. 指導の継続
 - ☐指導の経過を毎日保護者に報告する。
 - ☐解決に向けて双方の保護者の協力を得る。

報 告

6. 報告
 - ☐いじめ防止委員会から職員会議への報告
 - ☐教育委員会等関係機関への報告

指導の継続

7. 同じような事案の再発を防止するための未然防止策の行使
 - ※記録化し、情報を共有する。

1 いじめの発見・通報又は相談を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見したときは、その場でその行為を止めさせ、また、相談や訴えがあったときは、真摯に傾聴し、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保する。
- ・ 発見・通報又は相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に直ちに情報を共有し、いじめに係る情報を適切に記録する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、対応方針を決定し、その結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・ いじめが犯罪行為と認めるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察と連携して対処する。

2 いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・ 被害児童から事実関係の聴取を行い、その際、被害児童にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意するとともに、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、安全を確保する。
- ・ 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、寄り添い支える体制をつくるとともに、必要に応じて加害児童を別室において指導することや、状況に応じて出席停止制度を活用するなど、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合に解消していると判断する。
 - ① いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3ヶ月止んでいる状態が継続していること。
 - ② いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・ いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、児童について、日常的に注意深く観察する
- ・ いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

3 いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・ 加害児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合は、複数の教職員が連携して、組織的に対処し、その再発を防止する措置を講ずる。
- ・ 事実関係の聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ 加害児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させた上で、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて、当該児童の安心、安全健全な人格の発達に配慮するとともに、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・ 毅然とした指導、対応を行い、教育上必要があると認めるときは懲戒を加えることや、出席停止を命ずることも考えられるが、その際は、教育的配慮に十分に留意し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

4 いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解消は、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであり、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

いじめ防止プログラム（年間指導計画）

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	備 考	
4月	◎いじめ防止委員会 ・指導方針 ・指導計画 ○児童理解交流	・いじめ実態把握調査 「ほめる」「認める」「価値付ける」	・相談窓口周知 ・個人面談	・PTA総会での説明と啓発 ・CSでの説明 ・ネットパトロール	
5月	◇研修会 （児童理解、人権） ・個人懇談等での保護者への啓発確認	・学年、学級づくり ・人間関係づくり	・道徳教育の充実	・いじめアンケート① ・教育相談	・道教委いじめ調査 ・ネットパトロール
6月	◇研修会（調査結果） ○児童理解交流		・行事との関連 ・「ほっと」の実施	・教育相談	・情報モラル委員会 ・市教委子どもたちの安心安全を守るキャンペーン
7月	・いじめにかかわる学校評価の実施 ○児童理解交流	学校評価（児童・保護者アンケート・自己評価）※いじめ			・PTAとの意見交流 ・ネットパトロール
8月	◇研修会（未然防止） ○児童理解交流				・CSでの報告・説明
9月	◎いじめ防止委員会 ・情報交流 ・前期の評価及び後期の計画	・学年、学級づくり ・人間関係づくり	・道徳教育の充実		
10月	◇研修会（早期発見、対応） ○児童理解交流		・行事との関連 ・「ほっと」の実施		
11月	・個人懇談等での保護者への啓発確認 ○児童理解交流	・児童会活動の充実	・いじめアンケート② ・教育相談	・道教委いじめ調査 ・市教委いじめ防止キャンペーン ・情報モラル委員会	
12月	・いじめにかかわる学校評価の実施	・情報モラル教室	・教育相談 ・PTAとの意見交流	・市教委いじめ調査	
		学校評価（児童・保護者アンケート・自己評価）※いじめ			
1月	◎いじめ防止委員会 ・本年度の評価 ・課題の整理 ・次年度の計画作成				
2月	○児童理解交流		・教育相談	・CSでの報告・説明	
		学校関係者評価※いじめ			
3月	◎いじめ防止委員会 ・今年度の反省 ・課題の整理（引継）			・市教委いじめ調査	